



土 監 発 第 60号
令和7年6月13日

土浦市長 安 藤 真理子 殿
土浦市議会議長 島 岡 宏 明 殿
土浦全国花火競技大会実行委員会
会 長 安 藤 真理子 殿

土浦市監査委員

市 原 和 弘



令和7年度財政援助団体等監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定による令和7年度財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出します。

令和7年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

令和6年度において、市が補助金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行のうち、下表の団体に対する補助金に係るもの。

令和6年度

団体名	所管部課名	補助金	金 額
土浦全国花火競技大会実行委員会	商工観光課	交付額	315,000,000円
		返還額	40,080,891円
		補助金額	274,919,109円

第3 監査の着眼点（評価項目）

監査の実施に当たり、監査の着眼点（評価項目）を次のとおり設定した。

1 団体に関する事項

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。
- (4) 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (5) 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。
- (6) 領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (7) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (8) 精算報告は適正に行われているか。
- (9) 精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。
- (10) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- (11) 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- (12) 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。
- (13) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

2 市所管部課に関する事項

- (1) 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金交付要項等は適正に整備されているか。
- (3) 財政的援助が既得権益化しているものはないか。
- (4) 随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- (5) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。

- (6) 公益上の必要性は十分か。
- (7) 補助金等に関する条件（貸付金については、利率、元利金の償還方法、額及びその時期等）の内容は明確か。
- (8) 貸付金の利率を著しく低率とし、又は無利息とした場合の理由は適正か。
- (9) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (10) 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。
- (11) 補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- (12) 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。
- (13) 精算報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど十分に確認がなされているか。
- (14) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (15) 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- (16) 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。
- (17) 補助金等により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。
- (18) 補助金等の受領団体の事務が市内部で行われていないか。
- (19) 行われている場合、その内容や理由は妥当か。

第4 監査の主な実施内容

土浦市監査基準に準拠し、監査の対象事務が、法令、補助目的等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかについて検証するため、事前監査においては、監査の着眼点（評価項目）に基づき関係帳簿、証書類等の確認、照合等を行った後、当該団体職員及び市所管部課職員へのヒアリングを実施した。

本監査においては、対象団体職員及び市所管部課の出席を求め、提出資料に基づき当該団体の事務局長等から説明を受けた後、質疑応答による監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

	日程	場所
事前監査	令和7年5月12日（月）	土浦市役所監査委員室
本監査	令和7年5月23日（金）	土浦市役所監査委員室

第6 監査の結果

監査の対象となった当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行については、一部の事項を除き、おおむね適正に当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

今後も、現金、預金通帳、銀行印（印章）等の適切な管理はもとより、各種事務の適正な処理に当たられたい。

なお、指摘事項（監査の結果であつて、監査委員が直ちに改善を要すると判断し、措置を求めるものをいう。）については、次のとおりである。

また、この監査の結果に基づき又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、地方自治法第199条第14項の規定により監査委員に通知されたい。

指摘事項

(1) 花火大会の収入に対する消費税の支払いについて。	昨年度は天候悪化の予測により当初計画した花火競技大会を中止したので、土浦全国花火競技大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）の収入のほとんどが補助金であるが、例年であれば、栈敷席販売等の自主財源があり、消費税の支払いについては、4月に市から補助金が払われて、その中から消費税を払っている。市が現年度の花火大会の費用に対して補助金を交付しているにも関わらず、実行委員会はその現年度の花火大会の補助金収入から前年度事業分の消費税を支払った。 花火大会の収入が年度末に概算で把握できるのであれば、消費税分は未払い金とし残すべきである。
(2) 花火大会中止時における諸契約の仕様内容にキャンセル料の扱いが明確でないことについて。	昨年度は天候悪化の予測により当初計画した花火競技大会を中止したが、警備委託に関する書類について確認したところ、契約の概要について記載した書面（契約締結前説明書）の項目中、「暴風雨その他の理由で大会が中止になったとき、その事前連絡が警備業務実施計画の確定日以降の場合は」警備委託料の支払いにおいて見積の全額を支払う内容が記載されており、その内容に従って実行委員会は警備会社に委託料の支払いをした。また、令和4年度の花火大会における警備業務に係る発注請書を確認したところ、「警備が中止になった場合には、その中止の通告が警備開始期日の2日前までになされたときに限り、当該警備請負料金を請求しない。」と記され別の警備会社との契約書には「当日、天災事変等により行事の実施を中止する場合、（中略）当日の午前8時までには実行委員会が決定し、（中略）それ以前に警備に当たっていた時間については支払うものとす

る。」とあり、一方、令和5年度の花火大会警備委託契約書には、「当日、天災事変等により行事の実施を中止する場合は（中略）前日午前6時までに実行委員会が決定し、（中略）警備料金は支払わない。ただし、それ以前に警備に当たっていた時間については支払うものとする。」とあり、同年の別会社との警備契約書には「当日、天災事変等により行事の実施を中止する場合、（中略）当日の午前8時までに花火実行委員会が決定し、（中略）それ以前に警備に当たっていた時間については支払うものとする。」と記されていた。

昨年度の花火大会の警備委託契約以外の契約等について実行委員会は、花火大会の中止決定後に弁当代や車両賃借代、ラジオ局への支払い等について、変更契約の努力を個々の事業者と行っているとのことであった。

昨年度の花火大会の収入の大半は予算の補正を加えた補助金であり、例年の大会運営費においても一部補助金で賄われていて、補助金は、市民から徴収する貴重な血税が財源であり、補助金を交付することの公平性、必要性、合理性等が容易に確認できなければならず、その時々々の社会情勢の変化に対応できるよう契約仕様内容を整備したうえ明確にし、市民に説明責任が果たせるようにするべきである。

第7 監査委員の意見

監査の結果の他、組織及び運営の合理化に資するために、監査委員が特に言及することが必要と判断するものについては、次のとおりである。

意見

(1) 支出基準の整備について。	実行委員会の支出において、花火大会チケット販売会社との間で11月の半ばから1月の半ばまでの2ヶ月間に花火大会のチケットの全額返金の期間を設けていたが、返還期間内に手続きが行えなかった方に対し、実行委員会事務局でその方の口座に振り込む際の振込手数料はチケット購入者負担であったので、返還期間の延長など検討し整備されたい。
(2) 監査時における監査証拠書類等の整備について。	監査時において、監査対象機関から提出された監査証拠書類等について、提出の遅滞や提出された監査証拠書類のコピーに加工等が施されていたものがあった。 監査証拠書類は、監査委員が意見表明の基礎となる個々の結論を導くために利用する情報であり、当該監査証拠書類が監査委員の目的に照らして十分に信頼性を有しているかどうかを監査委員は評価しなければならない。 そのためには、監査対象機関から提出された監査証拠書類の正確性及び網羅性に関する情報を入手し、監査対象機関が作成したそれら情報が監査委員の目的に照らして十分に正確かつ詳細で

あることは必然である。

よって、今後、監査時において提出される監査証拠書類等について監査の公平性を保つために、整備されて提出されたい。